

意見発表

高橋（稔）委員

それでは、公明党県議団を代表し、当委員会に付託されました諸議案に賛成の立場で意見を申し述べます。

定県第 95 号議案、第 96 号議案につきましては、再生医療等製品販売業の許可申請手数料が新設されたこと等によることから、その対象物である動物の定義を明確にし、関連業者への周知徹底に努めていただきたいと思います。

以下、報告事項につきまして何点か意見を申し述べます。

はじめに、県立花と緑のふれあいセンター特定事業契約の変更並びに条例の一部改正素案についてであります。

3 年間のトライアル期間を定め、運営改善の取組を行い、その成果と課題を踏まえ、今後の入園者数の需要予測をおよそ 30%ダウンさせ、さらに変動利用料金制の導入等に伴う利用料金等収入見込額を見直すことにより、およそ 4,000 万円削減させ、さらに維持管理運営費の見直しでおよそ 4,000 万円削減させるとしております。

そのような計画の中で、変動利用料金制には一定の理解は示しますが、前提として園の魅力度をどう高めるかが問題であります。一層の努力をお願いするところであります。

次に、宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者についてであります。

宮ヶ瀬湖周辺地域のこれまでの経緯と取組、そして指定管理者に求められる幾つかの要件を示した上で、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が適当と一者指定、非公募の方向性が示されました。

ここで、選定基準の考え方が重要であると考えているところであり、指定管理者の人的能力、財政的な能力など様々な能力が求められております。これらの点で、財政的な能力について、また水質の保全ということなどによるビジョンをどう示していけるのか、課題として提起しておきます。

次に、農業技術センター、水産技術センターの試験研究の強化について申し述べ、質疑を通じて、県試験場が様々な成果を上げていることは評価いたします。引き続き、少子高齢化など時代の変化に迅速に対応し、本県農業、水産業の振興に資することを大いに期待しております。

昨日、ノーベル賞受賞の朗報がございましたが、いずれの分野においても、傑出した人材が財産であるとの感を強くいたしました。特に大学や国、民間の研究機関と連携することは、試験研究機能を一層強化していくことにつながるものと確信いたします。他機関との連携を一層強化していくことを要望しておきます。また、その連携で得られた成果につきましても、農業、漁業関係者にとどまらず、様々な方法を用いて、県民にも積極的にアピールするように要望いたします。

最後に、畜産技術センターの果たす役割についても申し述べます。

本県のような、都市に近接しているために様々な課題を抱える県内畜産農家にとって、畜産技術センターは最後のとりでであります。引き続き、畜産技術センターがその強みや研究成果を生かしながら、将来の畜産経営を支えていくために新たな分野や課題にも積極的に取り組んでいかれるよう要望し、意見いたします。